

令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表

都道府県名： 山形県

農業委員会名： 飯豊町農業委員会

I 農業委員会の状況(令和7年4月1日現在)

※ 「I 農業委員会の現況」については、別紙様式1の内容を転記

1 農業委員会の現在の体制

任命・委嘱年月日 令和5年 7 月 20 日

任期満了年月日 令和8年 7 月 19 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	10	10
認定農業者	—	5
認定農業者に準ずる者	—	2
女性	—	3
40代以下	—	—
中立委員	—	1

	定数	実数	担当区域数
農地利用最適化推進委員	10	10	8

2 農家・農地等の概要

	経営体数
総農家数	562
農業経営体数	494

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	農業者数(人)
基幹的農業従事者数	522
女性	151
40代以下	54

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	経営体数(経営体)
認定農業者	160
基本構想水準到達者	3
認定新規就農者	2
農業参入法人	—
集落営農経営	15
特定農業団体	—
集落営農組織	15

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑			計
		普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	1,820	230	230		2,050

※ 直近の「耕地及び作付面積統計」に基づいて記入

II 最適化活動の実施状況

【農業委員会の実績及び点検・評価結果】

※ 「現状及び課題」及び「目標」については、別紙様式1の内容を転記

1 最適化活動の成果目標

(1) 農地の集積

①現状及び課題

現状	管内の農地面積(A)	これまでの集積面積(B)	集積率(B)／(A)
	2,010 ha	1,522 ha	75.7%
課題	農業後継者の不足により耕作できない地域が多くなり、周囲の地域の担い手が農地を借受して対応しているが、移動距離の関係で限界があり、集落営農や法人による農業経営が必要。各地域の担い手の位置関係を分析し、農地の再配分の検討が必要。		

※1 農地面積は、直近の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積を記入

※2 「農地の集積」は、経営局長通知の別表1に掲げる者への農地の集積をいう

※3 「集積面積」は、局長通知別表1に掲げる者へ集積された農地の面積をいう(以下同じ。)

②目標

農地の集積の目標年度	14 年度	集積率	90 %
今年度の新規集積面積	28 ha	農地面積(C)	2,010 ha
今年度末の集積面積(累計)(D)	1,550 ha	(目標)今年度末の集積率 (E)=(D)／(C)	77.1% %

※ 農地の集積の目標年度及び農地集積率には、設定した目標の根拠とした目標の目標年度及び当該目標年度における農地集積率を記入

③実績

今年度の新規集積面積	-49 ha	農地面積(F)	2,010 ha
今年度末の集積面積(累計)(G)	1,501 ha	今年度末の集積率 (H)=(G)／(F)	74.7% %
目標に対する達成状況(H)／(E)	96.84% %		

農業委員会の点検結果	担い手の高齢化に伴い認定農業者の更新をしない農家が増加し担い手への集積面積が減少した。
------------	---

※1 今年度の新規集積面積は、当該年中の集積面積(フロー)を記入

※2 今年度末の集積面積(累計)は、年度末時点の集積面積(ストック)を記入

(2) 遊休農地の発生防止・解消

①現状及び課題

現状	直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況		
	1号遊休農地面積	うち緑区分の遊休農地面積	うち黄区分の遊休農地面積
	3.8 ha	2.3 ha	1.5 ha
農地の利用状況調査の円滑な実施と遊休農地の所有者等への指導徹底、継続的な作付け作物の選定と耕作者の確保が必要。			

②目標

ア 既存遊休農地の解消

a 緑区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積	4.0 ha
緑区分の遊休農地の解消目標面積(C)	0.84 ha

※ 緑区分の遊休農地の解消目標は、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積を記入

b 黄区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地	1.5	ha
黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針	農地パトロール等により現地確認したのち、所有者の意向を確認し、農地の適切な管理を呼びかけと、非農地判断すべき農地は地目変更を検討する。	

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積	0.5	ha
---------------------------	-----	----

③実績

ア 既存遊休農地の解消

a 緑区分の遊休農地の解消

今年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積(D)	1.3	ha
今年度の目標に対する達成状況(D)/(C)	154.8	%

b 黄区分の遊休農地の解消

黄区分の遊休農地の解消に向けた工程表の策定状況	農地パトロール等により現地確認したのち、所有者の意向を確認し、農地の適切な管理を呼びかけと、非農地判断すべき農地は地目変更を検討する。	
-------------------------	---	--

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消実績面積	0.0	ha
---------------------------	-----	----

④その他

農地の利用状況調査	調査実施時期		調査結果取りまとめ時期	
	令和6年7月～9月		令和6年10月	
	1号遊休農地の面積	2.0 ha	うち緑区分の遊休農地	1.8 ha
			うち黄区分の遊休農地	0.2 ha
農地の利用意向調査	調査実施時期		調査結果取りまとめ時期	
	令和6年10月		令和6年12月	

農業委員会の点検結果	農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、各地域の農地の利用状況を常に把握し、新たな耕作放棄地が発生しないよう監視体制ができています。
------------	---

(3)新規参入の促進

①現状及び課題

現状	3年度新規参入者	4年度新規参入者	5年度新規参入者
	0 経営体	1 経営体	1 経営体
	0.0 ha	2.2 ha	0.0 ha
課題	町外からの新規の農業参入希望者の研修受入と独立就農するまでの期間が1～2年必要なため、毎年継続的に研修生の受入の継続と、就農希望者の説明会への積極的な参加が必要。離農者の後を継いでもらえる担い手の確保や、1ターンの方が離農者の農業を引き継ぐようになるような体制について、検討が必要。		

※ 現状欄は、直近3年度の新規参入した経営体数と当該経営体に集積した農地面積を記入

②目標

権利移動面積	4年度	5年度	6年度	平均
	2 ha	0 ha	1 ha	1.08 ha
新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積(A)			0.5	ha

※1 過去3年間の権利移動面積は、農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項に基づく許可及び農業経営基盤強化促進法第19条に基づき公告された農用地利用集積計画による権利移動面積(有償所有権移転(所有権に基づいて耕作の事業に供していたものに限る。))及び賃借権の設定並びに利用権の設定に限る。)を記入

※2 目標面積は、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上を記入

③実績

新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積(B)	0.0	ha
公表URL	(その他の公表方法)	
目標に対する達成状況(B)/(A)	0.0	%
(参考)新規参入者の参入状況	参入経営体数	1 経営体
	取得農地面積	0.6 ha

農業委員会の点検結果	新農業人フェアに参加した結果は新規就農に結びつかなかったが、町外から新規に独立就農で新規参入があった。令和6年度も引き続き農業研修を行っていただけるよう声かけを行い新規就農へ繋げていきたい。
------------	---

※ 参入経営体数は、農地を取得して新たに農業に参入した経営体数を記入

2 最適化活動の活動目標

(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標

1人当たりの活動日数	6 日/月	最適化活動を行う農業委員の人数	10 人
		農地利用最適化推進委員の人数	10 人

(2) 活動強化月間の設定

① 目標

活動強化月間の設定回数	2 回
-------------	-----

取組時期	取組項目	強化月間の内容
7月～9月	②	農地パトロールを実施し、遊休地等の現地確認・地目の調査を行う。調査後、農地所有者からの事情聴取により、他の農業者や近隣耕作者への農地のあっせん等を農業委員を中心に行い、耕作放棄地の削減を図る。
12月～2月	①	地域計画等の地域の話合いへの参加により農地所有者等の情報収集及び今後の農地集約の推進(マッチング活動等)を図る。

※1 取組項目欄は、①農地の集積、②遊休農地の発生防止・解消、③新規参入の促進のいずれかを記入

※2 強化月間の内容欄は、活動強化月間の具体的な取組の内容を記入

② 実績

活動強化月間の設定回数	4 回
-------------	-----

取組時期	取組項目	強化月間の結果
8月	①②	農地パトロールを実施し、遊休地等の現地確認・地目の調査を行った。調査後、農地所有者からの事情聴取により、他の農業者や近隣耕作者への農地のあっせん等を農業委員を中心に行い、農地集約の推進を行った。
9月	①②	農地パトロールを実施し、遊休地等の現地確認・地目の調査を行った。調査後、農地所有者からの事情聴取により、他の農業者や近隣耕作者への農地のあっせん等を農業委員を中心に行い、農地集約の推進を行った。
10月	①②	地域計画等の地域の話合いへの参加により農地所有者等の情報収集及び今後の農地集約の推進(マッチング活動等)を図った。
11月	①②	地域計画等の地域の話合いへの参加により農地所有者等の情報収集及び今後の農地集約の推進(マッチング活動等)を図った。

※ 強化月間の結果欄は、強化月間中に行った具体的な取組の内容とその結果生じた効果等の内容を記入

(3)新規参入相談会への参加

①目標

新規参入相談会への参加回数	2 回
---------------	-----

開催時期	令和6年7月	相談会名	新・農業人フェア
参加者数	10	開催場所	東京都
相談会の内容	東京で開催される新・農業人フェアに出展し、就農希望者への就農相談と農業体験受入や研修受入を行う。		
開催時期	令和7年1月	相談会名	移住・交流フェア
参加者数	10	開催場所	東京都
相談会の内容	移住・交流フェアに参加、出店し、就農希望者への就農相談と農業体験受入や研修受入を行う。		

※1 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加する相談会の数を記入
(参加者数によらず、1名以上が参加する新規参入相談会ごとに1回とする)

※2 複数の新規参入相談会に参加する場合は、適宜、開催時期以下の欄を追加する

②実績

新規参入相談会への参加回数	2 回
---------------	-----

開催時期	令和6年8月31日	相談会名	新・農業人フェア
参加者数	19	開催場所	東京国際フォーラム
相談会の内容	就農希望者への就農相談と農業体験受入や研修受入の相談と各種支援策について説明を行った。		
開催時期	令和6年10月27日	相談会名	新・農業人フェア
参加者数	11	開催場所	グランドキューブ大阪イベントホール
相談会の内容	就農希望者への就農相談と農業体験受入や研修受入の相談と各種支援策について説明を行った。		

※1 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加した相談会の数を記入
(参加者数によらず、1名以上が参加した新規参入相談会ごとに1回とする)

※2 複数の新規参入相談会に参加した場合は、適宜、開催時期以下の欄を追加する(評価点欄は追加しない)

目標の達成状況の評語

目標を達成することができた。

※ 別表に基づいて成果目標及び活動目標の各目標の達成状況に対する評語を記入

【推進委員等の点検・評価結果】

評語	推進委員等の人数
目標に対し期待を大幅に上回る結果が得られた	
目標に対し期待を上回る結果が得られた	1
目標に対して期待どおりの結果が得られた	16
目標に対して期待を(やや)下回る結果となった	3

※ 別表に基づいて成果目標及び活動目標の各目標の達成状況に対する評語ごとの該当する推進委員等の人数を記入

Ⅲ 事務の実施状況

都道府県名： 山形県
 農業委員会名： 飯豊町農業委員会

1 総会、部会の開催実績

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考(定例開催以外の理由)
総会	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
農政部会							1	1	1				意見書提出及び認定農業者との意見交換会開催
土地部会					1								保留農地のあつ旋検討

※ 総会又は部会の月ごとの開催回数を記入

2 農地法第3条に基づく許可事務

1年間の処理件数		28 件	うち許可	28 件
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から	20 日
	総会開催日の公表	公表している	していない	申請書締切日の公表
			公表している	していない
				処理期間(平均)
				20 日

3 農地転用に関する事務(意見を付して知事への送付)

権限移譲の状況 (当てはまるものに○)	・農地法第4条第1項の規定に基づく指定市町村に指定				
	・地方自治法第252条の17の2第1項に基づき市町村長へ事務委任				
	・地方自治法第180条の2に基づき市町村長から農業委員会へ事務委任				
1年間の処理件数	9 件	うち許可相当	9 件	うち不許可相当	0 件
処理期間	標準処理期間	申請書受理から	45 日	処理期間(平均)	45 日

4 違反転用への対応

現 状	管内の農地面積	年度末時点の違反転用面積
	2,010 ha	0 ha
違反転用解消のために実施した活動内容	通年: 建築確認による地目の確認を行い、農地であれば転用許可の有無について確認し、なければ指導を行った。 7月: 農地転用の必要性和違反転用に関する罰則について広報にて全戸に周知した。	
実 績	違反転用解消面積 0 ha	

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 違反転用面積は、管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定に違反して転用されている農地の面積を記入

※3 活動内容は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等について具体的に記入